

再評価調査

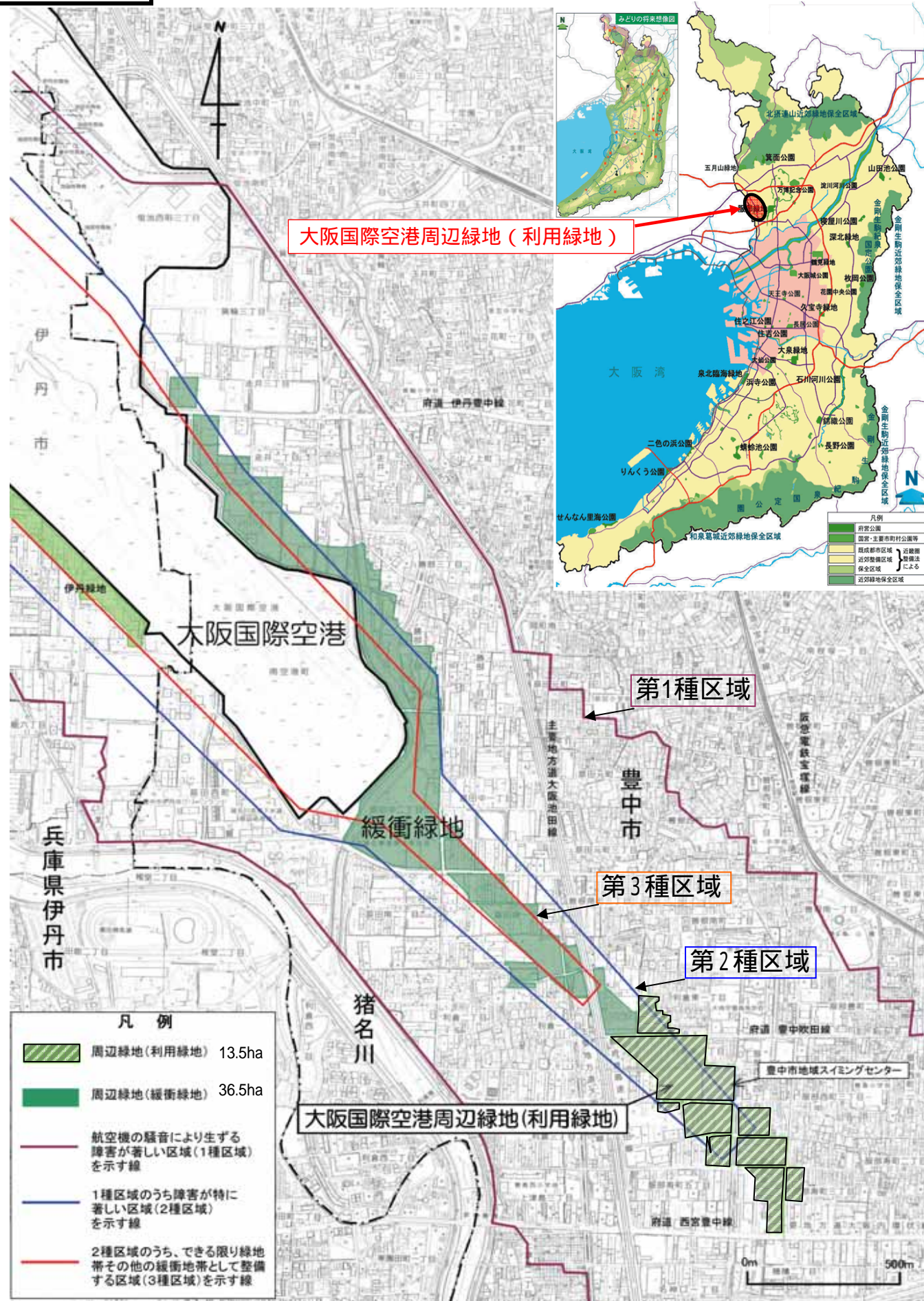
事業名	大阪国際空港周辺緑地(利用緑地)整備事業															
担当部署	政策企画部 空港戦略室 地域整備グループ (連絡先 06 - 6941 - 9777)															
事業箇所	大阪府豊中市 利倉東1丁目、2丁目、服部西町4丁目、5丁目 服部寿町3丁目、4丁目、5丁目															
再評価理由	事業採択(都市公園事業)後10年を経過した時点で継続中															
事業概要	目的	<p>大阪国際空港において、昭和39年のジェット機就航以来、航空機の騒音問題が顕著となり、国は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(S49.3.27 改正)」を制定し、騒音区域設定(1種~3種)騒音激甚地区における移転補償、防音対策事業、緩衝緑地事業を進め、大阪府知事、兵庫県知事は「大阪国際空港周辺整備計画」を策定した。</p> <p>しかし、虫食い状の移転跡地の増加に伴い、地域コミュニティとしてのまとまりが失われる等住民の生活に問題を引き起こすこととなったため、騒音激甚地区における土地利用計画策定が急務となり、騒音区域の3種区域、2種区域相当は、国土交通省、大阪府、豊中市において、都市計画の手法を用いて緑地の整備を進めることとした。</p> <p>緑地整備区域のうち、緩衝緑地(空港隣接地及び航路直下の区域)については国土交通省と豊中市が、利用緑地については大阪府が、それぞれ主体となって整備することとした。</p> <p><利用緑地整備事業 経過、国・大阪府・豊中市の役割分担> S58.6.14 運輸省(現国土交通省航空局)と建設省(現国土交通省都市・地域整備局、以下「都市局」と表現)との役割分担を覚書により決定 S58.8.31 大阪府と運輸省との役割を覚書により確認 S62.2.27 大阪国際空港周辺緑地 都市計画決定 S63.1.13 利用緑地事業一部区域 都市計画事業承認及び認可 H6.9.22 利用緑地事業残区域 都市計画事業変更承認及び認可 H12~ 都市局補助施設整備事業実施 H14.3.29 利用緑地の管理者を豊中市に決定</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>用地補償</td> <td>緑地整備工事</td> <td>管理者(完成後)</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>国土交通省</td> <td>大阪府</td> <td>豊中市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用負担</td> <td rowspan="2">国土交通省</td> <td>国土交通省補助</td> <td rowspan="2">豊中市</td> </tr> <tr> <td>基盤整備(航空局) 施設整備(都市局)</td> </tr> </table> <p>用地補償は国土交通省が住宅等移転補償事業として実施。一部は、大阪府実施、負担。(関連事業の欄参照)</p>			用地補償	緑地整備工事	管理者(完成後)	実施主体	国土交通省	大阪府	豊中市	費用負担	国土交通省	国土交通省補助	豊中市	基盤整備(航空局) 施設整備(都市局)
		用地補償	緑地整備工事	管理者(完成後)												
実施主体	国土交通省	大阪府	豊中市													
費用負担	国土交通省	国土交通省補助	豊中市													
		基盤整備(航空局) 施設整備(都市局)														
内容	<p>利用緑地概要</p> <p>大阪府が整備する利用緑地事業では、近隣住民に対して緑の景観づくりと自然とのふれあいの場を提供し、日常的に利用できる施設、とりわけスポーツ・レクリエーション、健康増進のための施設を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定面積 13.5ha(S63.1、H6.9 事業承認、認可) 用地取得面積 13.3ha(関連事業) 芝生広場3箇所、遊戯広場等3箇所、野球場2面、テニスコート8面、サッカー・ラグビー場1面、駐車場2箇所、管理棟1棟 															
事業費	緑地整備工事費 30.1 億円<16.1 億円> うち投資済み 18.2 億円 9.8 億円> < >内は大阪府負担額、その他国庫補助額															
	【事業費の変更理由】	【工事費の内訳】 芝生広場 5.3 億円、遊戯広場他 8.7 億円 球技広場 7.3 億円、テニスコート 2.2 億円 駐車場 4.8 億円、管理棟 1.8 億円														

事業費の変動要因	【他事業者との協議状況】国土交通省と H13 整備主体協議済。 【事前評価時に予測した事業費変動要因の状況】 ・工事費、実績による見直し			
	維持管理費	約 2,600 万円 / 年(整備後、施設を豊中市に引継ぎ、市の都市公園として管理)		
上位計画	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律【航空機騒音障害防止法】(S49.3.27 改正) 大阪国際空港周辺整備計画 (S49.3) 大阪国際空港周辺地区整備計画 (S63.12) 大阪府広域緑地計画(H11.3)			
関連事業	<p>空港周辺対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅等移転補償事業、住宅・学校等公共施設防音工事事業(国事業) 用地補償費 425 億円(内府負担 60 億円) 用地買収 98%完了 大阪国際空港周辺緑地(緩衝緑地)整備事業(国事業、一部豊中市施行) 期事業 H14.4~H24.3、 期事業未定 <p>地域スィミングセンター(豊中市事業)H9~H11</p>			
事業の進捗状況	経過	事前評価時点 (評価無し)	再評価時点(H21)	分析
	事業採択年度	H 5	H 5	国土交通省実施の用地買収の遅れによる
	事業着工年度	H 9	H 9	
	完成予定年度	H15	H25	
	進捗状況	工事: 60% 全 10 街区のうち、7 街区、9.7 ha 整備済		
今後の事業進捗の見通し	国土交通省実施の用地買収(関連事業)は 98%完了し、未買収地については地権者と鋭意交渉を進めている。北側の 3 つの街区以外は整備済みであり、残る 3 街区の主要施設については、現在でも既に工事着工可能であり、地元住民、地元市も早期完成を要望している。 残りの工事について、今年度から着手し、平成 25 年度末に完成させる予定である			
業を巡る社会情勢の変化	事業目的に関する諸状況	事前評価時点	再評価時点	分析
		航空機騒音防止法による移転補償に加え、関連事業による用地買収により事業地周辺は、国有地が虫食い状況になり、コミュニティの荒廃が深刻化している。地元住民も事業遅延に極めて強い不満を持っている。	変更点無し	用地買収(関連事業)は 98%完了、北側の 3 つの街区以外は整備済みである。残る 3 街区の主要施設については、地元住民、地元市も早期完成を要望しており、今年度から工事着手し、平成 25 年度末に完成させる予定である。
	大阪府の広域緑地計画に位置づけられており、服部緑地・万博公園等と共に環境保全系統・市街地ゾーンとして配置計画されている。	変更点無し	豊中市みどりの基本計画に位置づけられており、服部緑地等と共にまとまりのある緑地として自然環境の保全に留意し、多様な市民要望に対応した緑地として充実、強化を図る。	
制	地元等の協力体	航空機騒音防止法による環境対策事業を行政と調整するための地元組織が既に確立されており、本事業についても早期完成を要望されている。	変更点無し	

		事前評価時点での状況		再評価時点での状況（変更点）	分析
			備 考		
事業効果の分析	費用便益分析	空港周辺整備における費用便益分析は確立されておらず、未算出。		同左	
	その他の指標（代替指標）			完成時の利用者数は、2,150人/日(休日)程度を見込む。	全13.5haのうち、9.7ha開設されており、有料施設であるテニスコート、野球場、温水プール、無料開放されている芝生広場、遊戯広場等とともに、多数の府民に利用され親しまれている。利用者数推計1,700人/日（平成21年9月祝日）
	定性的分析	<p>航空機公害の特に著しい空港近接地区については、日常生活における被害のみならず健康被害の訴えも多く、住環境としては不相当であるため、緑地等の住宅以外の土地利用に転換整備を図ることにより、健康被害を軽減することが出来る。</p> <p>航空機騒音防止法による移転補償に加え、連携事業による用地買収により事業地周辺は、国有地が虫食い状況になり、コミュニティの荒廃が深刻化している。緑地として一体整備することにより、この状態を早期に解消することが出来る。</p> <p>樹林による航空機騒音の緩和・排気ガスの低減、災害発生時の防災機能の緩衝機能と、芝生広場、遊戯広場、球技場による、利用を通じたレクリエーション機能で周辺住民の生活環境の改善を図ることが出来る。</p>		<p>変更点特に無し</p> <p>変更点特に無し</p> <p>変更点特に無し</p>	<p>用地買収(関連事業)は98%が完了し、騒音等激甚地区の住居以外への転換が概ね図られている。</p> <p>用地買収(関連事業)は98%が完了しており、緑地として一体整備できることにより、国有地が虫食い状況になる状態が解消されつつある。</p> <p>全10街区中、北側の3つの街区以外の72%が整備・供用済みであり、緑地のレクリエーション機能により生活環境が改善されつつある。</p> <p>地元団体が、花壇の管理、芝生草地ビオトープの育成管理を実施しており、官民協働管理体制が整っている。</p>
自然環境等への影響と対策			<p>樹林と芝生を基本とし、駐車場・屋上緑化を取り入れて、ヒートアイランドの緩和を図る</p> <p>芝生広場では、大雨を一時的に貯め込み、徐々に排水することにより浸水機能を持たすこととする。</p> <p>遊具、チップ舗装は、大阪府内産の間伐材を用い、また樹木はそのまま利用したりチップ化することにより、緑のリサイクルを図る。</p>	より多くの効果が発揮されている。	
その他特記すべき事項	連携する他事業（大阪国際空港周辺環境対策）により用地買収を行い、基盤整備についても周辺環境基盤施設整備事業により実施する。また、平成13年度締結覚書により、完成後は豊中市に引き継ぐこととなっている。		変更点特に無し	関連する事業の進捗を踏まえ、予定とおりの完成が必要である	
前回評価時の意見具申・府の対応方針の概要	（参考：国土交通省実施平成12年度新規採択時評価） 豊中市緑の基本計画、大阪府広域緑地計画に位置づけられている。 他事業（緩衝緑地等整備事業、周辺環境基盤施設整備事業）との連携が必要である。 用地買収を行わない公園事業(国有地を活用)である。				

大阪国際空港周辺緑地(利用緑地)整備事業 概要図

事業箇所図



平面図

